

# 弔慰金・見舞金規程

---

株式会社鈴木産業

# 弔慰金・見舞金規程

## (目的)

**第1条** この規程は、福利厚生の一助として、下記対象者に対する死亡弔慰金・高度障害見舞金、および疾病・災害入院見舞金、疾病・災害手術見舞金に関する事項を定めたものである。

対象者：役員、従業員（正社員・正職員）

## (制度の運営)

**第2条** 会社は本規程を円滑かつ安全に運営するため、対象者を被保険者とする次の保険契約を締結する。

- (1) 総合福祉団体定期保険
- (2) 新医療保障保険（団体型）

2. 会社はこの保険を締結するにあたり、被保険者となることにつき対象となる者の同意を取り付けるものとし、同意した者のみに対しこの規程を適用する。

3. この保険の保険料は会社が負担し、保険金および給付金は被保険者の同意を得て会社が受け取るものとする。なお、会社が受け取る保険金および給付金は、本規程における死亡弔慰金および見舞金等の支給に充当する。

## (死亡弔慰金・各種見舞金を支給しない場合)

**第3条** 総合福祉団体定期保険、新医療保障保険（団体型）およびその特約による保険金・給付金が支払われないときは、会社はこの規程による死亡弔慰金・各種見舞金を支給しない。

## (死亡弔慰金)

**第4条** 対象者が死亡したときは、支払われた死亡保険金を下表に掲げる死亡弔慰金として遺族に支給する。

対象者	金額
役員	500万円
従業員（正社員・正職員）	500万円

2. 前項に掲げる遺族の順位は労働基準法施行規則第42条ないし第43条の順位とする。

## (高度障害見舞金)

**第5条** 対象者が総合福祉団体定期保険普通保険約款に定める高度障害保険金が支払われる高度障害状態に該当したときは、支払われた高度障害保険金を下表に掲げる高度障害見舞

金として本人に支給する。

対象者	金額
役員	500万円
従業員（正社員・正職員）	500万円

**（疾病・災害入院見舞金）**

**第6条** 対象者が新医療保障保険（団体型）普通保険約款に定める疾病・災害入院給付金が支払われる入院をしたときは、それぞれ下表に掲げる疾病・災害入院見舞金として本人に支給する。

対象者	給付額	1回の入院の 給付限度	通算 給付日数限度
役員	5,000円×入院日数	60日	1,000日
従業員 （正社員・正職員）	5,000円×入院日数	60日	1,000日

**（疾病・災害手術見舞金）**

**第7条** 対象者が新医療保障保険（団体型）普通保険約款に定める疾病・災害手術給付金が支払われる手術をしたときは、それぞれ下表に掲げる疾病・災害手術見舞金として本人に支給する。

対象者	給付額
全員	手術1回につき、第6条の入院1日あたりの給付額に、新医療保障保険(団体型)手術特約において手術の種類により定められている倍数（10・20・40倍のいずれか）を乗じた金額

**（改正）**

**第8条** 本規程は、社会経済情勢、会社業績等、諸般の事情を勘案して、取締役会の決議および監査役の協議により改廃することができる。

**付則**

この規程は、令和6年1月1日より実施する。